

# 姫野講師による講義実況 中継!

## 早稲田合格答練【解説講義編】

### 択一式解説

続いての問題は、相続が民法185条の「新権原」に該当するかという論点を題材とする問題です。

**POINT** 出題可能性が高い論点ですので、しっかり解説していきます。  
 なお、本問は推論問題ですが、これから解説するとおり、関連判例も多く、知識問題での出題可能性の方が高いと考えられます。

**問題** AがB所有の甲土地を占有していたところ、Aが死亡し、CがAを単独で相続したという事例において、「相続人が、被相続人の死亡により、相続財産の占有を承継したばかりでなく、新たに相続財産を事実上支配することによって占有を開始し、その占有に所有の意思があると認められるときは、被相続人の占有が所有の意思のないものであったとしても、相続人は民法第185条にいう「新権原」により所有の意思をもって占有を始めたものというべきである」という見解がある。

次のアからオまでの記述のうち、この設問の見解と合致するものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア 設問の見解によると、Cの占有が甲土地を事実上支配することにより開始したものでない限り、相続によって、自主占有を取得することはないと解することができる。
- イ 設問の見解は、相続による占有の承継は、特定承継のように承継人が独自の立場で占有を取得するものではなく、Aの占有について法律上の地位を承継するものであると解している。
- ウ 設問の見解は、Aの占有が他主占有であり、Cが相続によって自主占有を承継したと認めて、長期間占有をした場合に時効取得することができるか否かの結論と、途中で特定承継人が入った場合や所有の意思のある無権利者の占有の場合の結論とを比較して不均衡となると批判されている。
- エ 設問の見解によると、Cが自己の占有に基づく甲土地の時効取得を主張する場合、民法第186条第1項の推定が働くため、Cは、自己の所有の意思につき、立証責任を負うことはない。
- オ 設問の見解に対しては、Aが甲土地の使用借主や管理人であった場合に、Cが相続による占有を承継しても、Bは、時効中断の措置をとらないのが通常であるから、Cが甲土地を時効取得することが可能となり、妥当性に疑問があると批判されている。

- 1 アウ    2 アオ    3 イウ    4 イエ    5 エオ

### 補助レジュメ (択一式問題の解説部分)

**第 問** 【占有の性質の変更 (他主占有から自主占有への変更) (185)】

|   | 要件                              | 具体例   |
|---|---------------------------------|---|
| ① | 自己に占有をさせた者に対して所有の意思があることを表示した場合 | 賃貸人に対して所有の意思のあることを表示した場合  |
| ② | 新たな権原により更に所有の意思をもって占有を始めた場合     | 賃貸人から目的物を購入した場合<br><b>相続人が、新たに当該不動産を事実上支配 (現実の所持) することにより占有を開始し、所有の意思があるとみられる場合 (最判昭46.11.30) ※1 ※2</b> |

※1 通常は、取得時効の成立を争う者が、占有者の占有が所有の意思のない占有にあたることについての立証責任を負うが (最判昭54.7.31)、他主占有者の相続人が独自の占有に基づく取得時効の成立を主張する場合には、占有者である当該相続人において、その事実的支配が外形的客観的にみて独自の所有の意思に基づくものと解される事情を証明しなければならない (最判平8.11.12)。

※2 共同相続人の1人が、単独に相続したものと信じて疑わず、相続開始とともに相続財産を現実占有し、その管理、使用を専行してその収益を独占し、公租公課も自己の名でその負担において納付してきており、これについて他の相続人が何ら関心をもち、異議も述べなかったなどの事情の下においては、上記相続人はその相続のときから相続財産につき単独所有者としての自主占有を取得する (最判昭47.9.8)。

**POINT** 相続が民法185条の「新権原」に該当するかという論点は、前提として、①そもそも相続により占有権が承継されるのかという論点と、②相続により占有が承継された場合に相続人が自己の占有のみを主張することができるのかという論点を解決しておく必要があります。

この点、判例は、相続により占有権が承継されることを認め、また、占有を相続により承継した相続人が自己の占有のみを主張することを認めています。

では、以上を前提として、相続が民法185条の「新権原」に該当するかという論点を検討しましょう。

判例は、この論点について、相続があっただけでは、他主占有が自主占有に変わることはないとして、相続人が、新たに当該不動産を事実上支配 (現実の所持) することにより占有を開始し、所有の意思があるとみられる場合には、185条にいう新権原による自主占有と認めることができるとしています。

**POINT** これが、レジュメの②・具体例の最判昭46.11.30であり、平成21年度、平成12年度、平成4年度に出題されています。ところで、このように、最判昭46.11.30は今までに3度も出題されていますので、最判昭46.11.30の関連判例を押さえておくことが、有効な対策になります。

ここで紹介したい関連判例は2個ありますが、そのうちの1個である最判昭47.9.8は、レジュメの※2に示しているため、復習時にご自身でご確認ください。

**POINT** この判例のポイントは、最判昭46.11.30と異なり、共同相続人の1人が他の共同相続人に対して取得時効を主張するという事案である点です。

もう1個は、最判平8.11.12であり、この判例は、他主占有者の相続人が最判昭46.11.30に基づき独自の占有による取得時効を主張する場合に、だれが何を立証しなければならないのかについて明らかにしたものです。

通常の取得時効の場面においては、民法186条1項の規定が占有者は所有の意思をもって占有するものと推定しているため、取得時効の成立を「争う者」が、当該占有が所有の意思のない占有にあたることについての立証責任を負います。このことは、最判昭54.7.31が明らかにしました。

これに対して、他主占有者の相続人が独自の占有による取得時効を主張する場合においては、当該相続人、すなわち取得時効の成立を「主張する者」が、その事実的支配が外形的客観的にみて独自の所有の意思に基づくものと解される事情を自ら証明しなければならないとされています。このことを明らかにしたのが最判平8.11.12です。

**解答** 2 アオ

本問の解説は、以上です。では、次の問題に進みましょう。

### 記述式解説

早稲田合格答練では、毎回、不動産登記法と商業登記法の記述式問題が1問ずつ出題されますので、解説講義においては、原則として約1時間を確保し、記述式問題を解説します。

**POINT** 解説講義の重点は、論点自体の説明ではなく、合理的な解法に基づく問題文の読取方法の提示に置いています。

これは、記述式問題で出題されている論点自体の解説は、早稲田合格答練の充実した解説冊子をお読みいただくことが講義時間の関係上効率的であり、その一方で、合理的な解法に基づいて適切に問題文を読み進め、必要な情報を取得する能力は、現代の司法書士試験における記述式問題で確実に得点するためには、欠かすことができないからです。

具体的には、合理的な解法に基づく読取方法が記載されたオリジナルレジュメを使用して、どのように問題文を読み進め、必要な情報を取得し、判断すべきであったかを一緒に検証していきます。

メリット満載の「早稲田合格答練 解説講義」。  
 択一式では、出題された範囲の論点を全般的に解説し、出題範囲周辺の未出知識や解法までを解説します。  
 記述式は論点の確認のみならず、近年の本試験傾向に沿った解法もお伝えしていきます。  
 ここでは紙面ではありませんが、姫野講師の解説講義を実況中継し、どのような解説が展開されているのかをご紹介します。

